B_n に準ずるものとする。

U_{15} ＝ 1.000

U_{16} ＝ 4.050

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

W_{15} ＝ 1.000

W_{16} ＝ 4.050

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.200

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　1.900

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.200

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　1.900

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.200

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.14800

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.99850

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.850

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.450

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.800

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.450

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

Y_{15} ＝ 1.000

Y_{16} ＝ 4.050

B_n に準ずるものとする。

U_{15} ＝ 1.000

U_{16} ＝ 1.038

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

W_{15} ＝ 1.000

W_{16} ＝ 1.038

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.506

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.063

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.486

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.063

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.494

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.063

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.671

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.873

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.722

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.886

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.709

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.886

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

Y_{15} ＝ 1.000

Y_{16} ＝ 1.038